

# 川越第一小学校 いじめ防止基本方針

平成29年3月

平成30年8月改訂

川越市立川越第一小学校

## 目 次

### I 基本方針

- 1 いじめに対する基本理念
- 2 基本理念に係る対策の方針
- 3 いじめの定義
- 4 いじめの防止
- 5 早期発見
- 6 いじめに対する措置
- 7 いじめの解消
- 8 重大事態への対処
- 9 その他の留意事項

### II 学校の取組

### III 保護者・地域との連携

### IV 関係機関との連携

### V いじめ防止年間計画

# I 基本方針

## 1 いじめ防止に対する基本理念

- 「いじめが人間として許されないことであること」「いかに人間は互いに尊重されるべき存在であるか」を学校教育の柱として示す。
- いじめについて家庭でも話し合い、教職員、児童、保護者、地域全体がいじめについて共通認識を持てるよう努める。
- いじめの防止、早期発見、発生時の対応を強化する。

## 2 基本理念に係る対策の方針

- (1) 日常的にいじめの問題について触れ、児童に「いじめを絶対に許さない」心を育てること。
- (2) いじめは、大人が気付きにくいところで行われることが多いため、児童からのいじめのサインを、大人が見逃さないようにすること。
- (3) いじめ問題に対し、学校、家庭、地域、関係機関が連携し、あらゆる教育活動を通して「思いやりの心」を育てること、そして全ての児童が安心して学校生活を送れるよう、いじめのない学校づくりをすること。
- (4) いじめが発生した場合に備え、迅速に組織的な対応がとれるよう、日頃より校内の体制を整備すること。
- (5) いじめ問題が発生した場合には、学校、家庭、地域で情報を共有し、いじめられている児童を絶対的に守り通すとともに、いじめている児童には、教育的配慮の下、毅然とした対応と粘り強い指導を行うこと。

## 3 いじめの定義

**「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）**

具体的ないじめの様態は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

- (1) **個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にならないよう、いじめられた児童の立場に立って行う。**また、いじめの認知については「校内いじめ対策委員会」を活用して行う。
- (2) **けんかのように見える場合であっても、背景の事情を調査し、児童の感じる被害性に着目し、判断する。**

- (3) いじめられている児童の中には、自分が被害者である自覚がない場合があるが、聞き取り調査等でいじめの事実が確認された場合には、いじめとして対応する。
- (4) いじめの中に、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生命、身体等に重大な被害が生じるようなものは、教育的配慮や被害者の意向を配慮しつつ、警察と連携して対応する。

#### 4 いじめの防止

児童が、周囲の友人や教職員と信頼関係を築き、安心・安全に学校生活を送ることができるようにする。また、規律正しい態度で授業や行事を通して、主体的に参加・活躍できるようにする。また、集団づくり、学校づくりを行う。

- (1) 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学校全体に醸成する。
- (2) 自他の生命の尊重について、各教科、道徳科、特別活動、総合的な学習の時間等のあらゆる機会において、継続的・計画的な指導を充実させる。
- (3) いじめとは何かについて、具体的に列挙して目につく場所に掲示するなど、児童と教職員が認識を共有する。
- (4) 道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動の推進により、お互いの人格を尊重する態度や他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。
- (5) いじめ加害の背景に、勉強や人間関係等のストレスが要因の一つとしてかかわっていることを踏まえ、一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくり、一人一人が活躍できる集団づくりを進める。
- (6) 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童が活躍でき、他者の役に立っていると感ずることのできる機会を提供し、自己有用感が高められるよう努める。
- (7) 児童がいじめの問題について学び、主体的に考え、児童自身がいじめの問題について考え、議論する活動を通して、主体的にいじめの防止を訴える取組を推進する。
- (8) **学習面及びいじめ対応を含めた生徒指導面の両面における、9年間を見通した小中連携を一層推進する。**

(いじめ問題の未然防止について、学校の基本的な考え方を記述する。)

- ・「いじめ防止」をねらいとした授業の充実（特別活動、道徳等）
- ・警察や関係機関と連携した授業（SPEC、非行防止教室等）
- ・地域や他校、異校種と連携した学習の機会を設ける。

(子どもサミット、児童連絡協議会等)

#### 5 早期発見

**いじめは大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が協力し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。**

- (1) 遅刻欠席の増加や服装・言葉遣いの乱れなどの変化を学校全体で情報を共有し、早期対応を行い、児童相互の人間関係の把握に努める。
- (2) 定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、児童が日頃からいじめを訴えやすい機会や場をつくる。
- (3) 生活ノートや個人面談、家庭訪問の機会を有効に活用し、日頃から児童の様子や行動に気を配る。

- (4) 家庭訪問や保護者アンケート調査を積極的に行い、家庭と連携して児童を見守る。
- (5) 地域や関係機関と日常的に連携し、積極的に情報の共有を行う。
- (6) パスワード付きサイトや SNS を利用したいじめについては、発見が難しいため、児童の変化を見逃さず、教育相談等によりいじめの実態を掴む。(いじめ問題の早期発見について、学校の基本的な考え方を記述する。)

- ・学期 1 回の児童・保護者対象アンケートの実施
- ・月 1 回（第 2 火曜日放課後）の面談日の実施
- ・学年につき 1 つ（教室棟各階 2 つ）のいじめ相談ポストの設置
- ・各クラスにおける日記やあのねノート等の活用
- ・いじめ対策委員会の実施

## 6 いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。その際、被害児童を守り通すとともに、毅然とした態度で加害児童を指導する。また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

### (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ・いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・発見・通報を受けた教職員は、「校内いじめ対策委員会」で直ちに情報を共有する。
- ・速やかに関係児童から事情を聞き取り、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・校長は、教育委員会に事実確認の結果を報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。
- ・指導が困難な際、または児童の生命、身体等に重大な被害が生じるおそれがある際は、ためらうことなく、所轄警察署と連携して対処する。

### (2) いじめられた児童及びその保護者への支援

- ・いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ・状況に応じて、見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。
- ・いじめられた児童に寄り添い、支えることのできる校内体制をつくる。
- ・状況に応じて、いじめた児童を別室で指導する。
- ・必要に応じて、いじめられた児童の心のケアのため、中学校に配置されているさわやか相談員やスクールカウンセラー、関係機関の協力を得る。
- ・**解決したと思われる場合も、見守りながら経過を観察し、折に触れ必要な支援を行う。また、必要に応じて長期休業前の事前指導や、長期休業中の家庭と密に連絡をとる等、定期的な状況把握や見届けを行う。**

### (3) いじめた児童への指導及びその保護者への助言

- ・いじめたとされる児童から、事実関係の聴取を行う。いじめが確認された場合、複数の教職員、必要に応じて心理や福祉等の専門家など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

- ・迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。
- ・いじめた児童への指導の際、「いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であり犯罪であること」を理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめた児童が抱える問題、いじめの背景にも目を向け、当該児童の健全な人格の形成に配慮する。
- ・個々の状況に応じた指導や警察との連携による対応も含め、毅然とした対応をする。

#### (4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ・誰かに知らせる勇気を持つよう伝えるとともに、はやしたてるなど同調する行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

#### (5) ネット上のいじめへの対応

- ・情報モラル教育の推進を図り、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、いじめを受けた児童に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。
- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ・必要に応じて、法務局又は地方法務局、所轄警察署と連携して対応する。
- ・ネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ・ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組について周知する。
- ・パスワード付きサイトや SNS を利用したいじめについては、発見しにくいいため、情報モラル教育の推進を進めるとともに、これらについての保護者への啓発を進めていく。

## 7 いじめの解消

いじめなどは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめの解消には次の2点の要件が満たされている必要があるとする。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

### (1) いじめに係る行為が止んでいること

- ・ いじめが起こった年度の年度末を目安として、いじめを受けた児童に対し、心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行うものも含む)が止んでいる
- ・ いじめの行為の重大性等から、必要であると判断した場合は、より長期の期間を設定する。
- ・ 期間が経過するまでは、複数の教職員が関係の児童の様子を含め、いじめの状況を見守り、期間が経過した段階で判断を行う。

### (2) いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

- ・ いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを確認する。
- ・ 解消していると判断した後も、いじめの再発の可能性を考慮し、関係児童の人間関係等について、日常的に注意深く見守る必要がある。

## 8 重大事故への対処

重大事故が発生した場合は、同種の事故の発生防止に資するため、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。併せて、教育委員会や保護者に必要な情報を適切に提供する。

- (1) 重大事故とは、いじめにより、児童が次のような状況に至った場合とする。
  - ・児童が自殺を企図した
  - ・身体に重大な傷害を負った
  - ・金品等に重大な被害を被った
  - ・精神性の疾患を発症した
  - ・相当の期間（30日）学校を欠席することを余儀なくされた
  - ・その他校長や教育委員会が認めるもの
- (2) 重大事故が発生した場合、学校は教育委員会へ発生を報告する。  
（「事故速報」にて報告）
  - ・児童や保護者からいじめられて重大事故に至ったという申立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えられたとしても、重大事故が発生したものとして報告・調査に当たる。
- (3) 学校は教育委員会の指導・助言のもと、重大事故の調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
  - ・組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
  - ・いじめ行為の事実関係を、いつ、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景や人間関係にどのような問題があったのか、学校がどのように対応したのかを客観的に速やかに明確にする。
  - ・いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合、事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、ただちにいじめ行為を止めさせる。
  - ・いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
  - ・いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に調査を行う。
- (4) 調査で明らかになった事実関係を、いじめを受けた児童及びその保護者に対し適切に提供する。
  - ・情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
- (5) 調査結果については、学校は教育委員会に報告する。  
（「いじめ問題重大事態調査報告書」にて報告）

## 9 その他の留意事項

### (1) 組織的な指導体制

- ・校長を中心に全教職員の一致協力した体制を確立する。
- ・「校内いじめ対策委員会」の構成員については、生徒指導部会等を中心に、必要に応じて、自治会長や PTA 役員、専門機関を含むものとする。  
※日々のいじめ問題には、生徒指導部会等で対応し、重大事故の調査や児童のケアが必要な際に、さわやか相談員やスクールカウンセラーを活用する。
- ・「校内いじめ対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応する。
- ・いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学の際、適切に引継ぎや情報提供ができる体制をとる。
- ・学校のいじめ防止基本方針やいじめ防止年間計画の作成及び実施に当たっては、保護者や地域住民の意見も参考にする。

### (2) 校内研修の充実

- ・各学校のいじめ防止年間計画に基づき、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

### (3) 校務の効率化

- ・教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、校務分掌を適正化するなど、校務の効率化を図る。

### (4) 学校評価と教員評価

- ・学校評価においては、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、実態に即した目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況、達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。
- ・教員評価においては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。

### (5) 地域や家庭との連携について

- ・学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

## II 学校の取組

いじめ問題の早期発見・早期解決と未然防止に努める。

### (1) 相談体制の整備

- ・面談日、面談週間の周知、活用
- ・いじめ発見チェックリストの活用（川越市いじめ対応マニュアル）

### (2) 校内いじめ対策委員会の設置

- ・関係教職員の他に学校評議員や PTA 会長、自治会長等を加えて組織

### (3) 早期発見

- ・学期一回の児童生徒及び保護者対象のアンケート調査の実施
- ・いじめ相談ポストの設置
- ・月 1 回の面談日の開設

### (4) 組織的な取組

- ・いじめ防止年間計画の策定
- ・月 1 回生徒指導委員会の実施（「いじめ対策委員会」と兼ねる）



- (5) 教職員の指導力向上
  - ・いじめ対応マニュアルの作成と、その活用に係る研修会の実施
  - ・いじめの対応に関する校内研修の実施
- (6) 児童の自主的な取組支援
  - ・代表委員会等が主体となったいじめ撲滅に向けた活動（あいさつ運動等）
- (7) インターネットや携帯電話を通して行われるいじめの防止
  - ・いじめ対応マニュアル（ネットいじめ編）の作成及び活用に係る研修会の実施
  - ・外部講師を招聘しての特別授業（ネットいじめの防止）
- (8) 情報モラル教育の充実
  - ・学級指導やコンピュータを活用学習の機会に指導を行う
- (9) 保護者への啓発
  - ・家庭教育学級や保護者会等で、情報の提供や話し合いを行う
- (10) 教育委員会との緊密な連携
  - ・教育指導課生徒指導担当への定期報告を行う。（情報の共有、指導助言）
  - ・指導主事による学校訪問の活用（情報の共有等）
  - ・教育センター分室リベラーへの相談体制の整備

### III 保護者・地域との連携

いじめ問題の早期発見・早期解決と未然防止に向け、家庭・地域と積極的に連携を図る。

- (1) 相談窓口の周知
  - ・「相談窓口広報パンフレット」の配布による、相談窓口の周知
- (2) 情報モラルの啓発
  - ・家庭教育学級及びPTA研修会等における情報モラルの啓発（埼玉県警察本部サイバー犯罪対策課との連携）
- (3) いじめの未然防止の広報啓発
  - ・「ストップいじめ」の配布による、いじめの未然防止の啓発

### IV 関係機関との連携

いじめの内容に応じて、関係機関との連携を図り、迅速な解決と未然防止を図る。

- (1) 警察との連携
  - ・川越警察署生活安全課との日常的な連携
  - ・定期的な学校警察連絡協議会での情報の共有
  - ・いじめ・少年非行防止撲滅啓もう活動「小江戸川越SPEC」の実施
  - ・埼玉県警察本部サイバー犯罪対策課との連携による、保護者への啓発
- (2) 児童相談所、市福祉部局及び法務局との連携
  - ・児童相談所、市子ども安全課とのケース会議による具体的対応の検討
  - ・教育センター分室リベラーとの連携による、いじめた児童、いじめられた児童へのケア

V いじめ防止年間計画

川越市立川越第一小学校 いじめの防止年間計画

○定期的に行っていくもの	
毎月実施	生徒指導部会、教育相談部会（ともに第4月曜）
学期に1回	いじめアンケート
随時	小委員会、チャンス相談、いじめ相談箱の確認、

期間	活動計画（学…学校 保…保護者）	活動内容	留意点
4月	学…校内研修 学…学級づくり 保…保護者会 学…全校遠足	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の指導方針の周知・徹底を図る。</li> <li>・いじめのない学級づくりを行う。（経営方針の徹底）</li> <li>・いじめに対する学校の方針を説明。</li> <li>・縦割り学級を組む。組み方への配慮。</li> </ul>	学校におけるいじめの対応方針の徹底する。
5月	学…家庭訪問 保…家庭訪問	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭訪問で情報収集を行う。</li> </ul>	保護者の理解を得る。
6月	学…人権作文 学…小中授業交流会① 保…学校公開日 保…保護者会 学…携帯電話教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権作文を書き、自己を見つめ直し、児童の考え方を把握する。</li> <li>・中学校と情報交換し、小学校で指導していくことを確認する。</li> <li>・保護者会で、保護者から児童や地域の情報を得る。</li> </ul>	児童の考え方を認めつつ、人を大切にする考え方も指導する。
7月	学…夏休みの過ごし方 学…いじめアンケート① 学…アンケートの集約と対応① 保…保護者用いじめアンケート① 学…非行防止教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめに関する実態調査を行う。</li> <li>・長期休業中の過ごし方を指導する。</li> </ul>	いじめの実態を把握する。長期休業により、生活のリズムを崩さないようにする。
8月	学…校内研修 学…民生委員、主任児童委員の方々との情報交換	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめに関する内容で研修を行う。</li> <li>・地域の方からいじめに関する情報を広く集める。</li> </ul>	いじめ対応へのスキルアップを図る。

9月	学…校外学習関係 学…運動会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団結、協力して運動会に取り組むようにする。</li> <li>・校外学習のグループ割りなどで、関わりが少ない児童同士の交流を活性化させる。</li> </ul>	一致団結して取り組むよさを児童に指導する。
10月	学…読書月間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・読書月間では、児童の心を耕す本を紹介する。</li> </ul>	いじめの実態を把握する。
11月	学…校内音楽会 保…面談週間 保…保護者会 学…薬物乱用防止教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校内音楽会の取り組みから、児童に活躍の機会を設ける。また、努力を児童同士で認め合えるようにする。</li> <li>・面談週間で、児童の今後の方向性を一緒に考え、一層、いがいのある学級づくりを進めていく。</li> <li>・保護者会で、保護者から児童や地域の情報を得る。</li> </ul>	一致団結して取り組むよさを児童に指導する。 保護者からの情報を漏洩しない。
12月	学…冬休みの過ごし方 学…いじめアンケート② 学…アンケートの集約と対応② 保…保護者用いじめアンケート②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期休業中の過ごし方を指導する。</li> <li>・いじめに関する実態調査を行う。</li> </ul>	長期休業により、生活のリズムを崩さないようにする。 いじめの実態を把握する。
1月	学…小中授業交流会②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校と情報交換し、小学校の様子を理解してもらい、6年生の様子を見て、中学校での指導の参考にしてもらう。</li> </ul>	中学校の先生から、小学校で身に付けたいことを聞き、指導に生かす。
2月	保…保護者会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者会で、保護者から児童や地域の情報を得る。</li> </ul>	いじめの実態を把握する。
3月	学…春休みの過ごし方 学…いじめアンケート③ 学…アンケートの集約と対応③ 保…保護者用いじめアンケート③	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめに関する実態調査を行う。次年度の学級編成の参考資料ともする。</li> </ul>	学級編成の参考資料とする。 次年度への準備に当てる。